

## 長期修繕計画の作成・見直し に要する費用の一部を補助します!!

### 1 補助対象となる経費

- ① 調査・診断報告書の作成に要する経費
- ② 計画作成に要する経費

### 2 補助金額

補助率	補助限度額
2分の1	300,000円

### 3 申請受付期間

事業着手の30日前まで(必着)  
※予算の範囲で先着順

### 4 補助対象者要件

(1) 次に掲げるマンションの管理者等(理事長等)であること

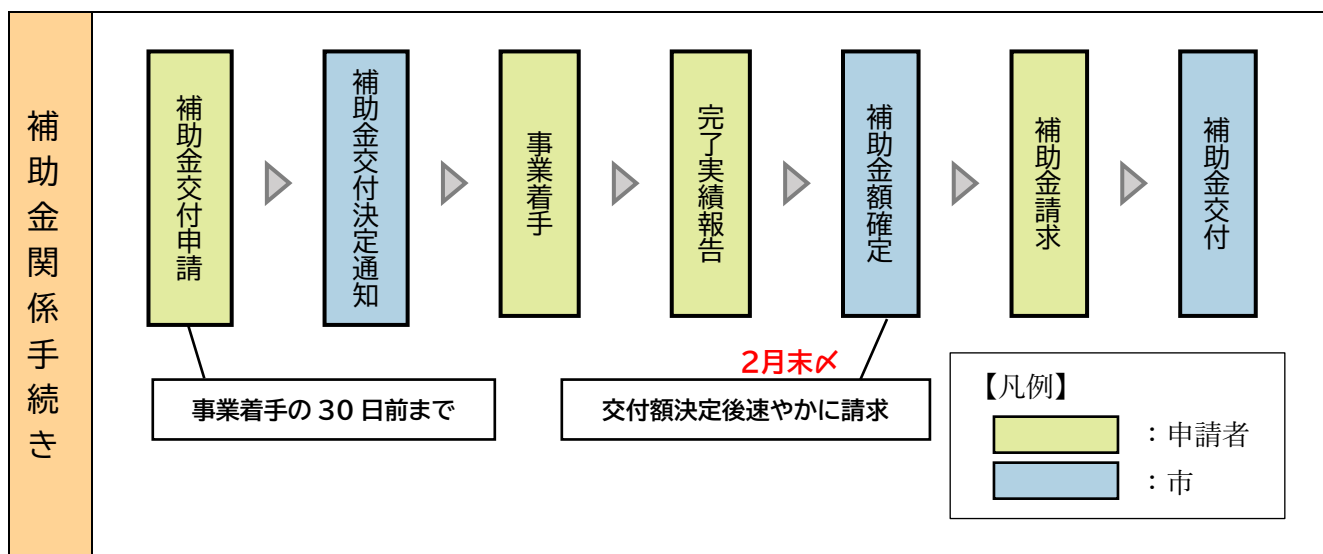
- 市内に所在する
- 専有面積の1/2以上が住宅用途である
- 築20年を経過している
- 補助金を活用して行う長期修繕計画の作成または見直しについて、総会または理事会の決議を経ている
- 長期修繕計画が未作成または長期修繕計画の修繕積立金が「マンションの修繕積立金に関するガイドライン(令和5年4月追補版)」に示された積立金の下限値を下回る金額となっている
- マンション管理計画認定制度の基準に適合する長期修繕計画を作成する
- 本補助金の交付を過去に受けたことがない

(2) 市税に係る徴収金(福岡市税及び延滞金等)の滞納がないこと

### 5 その他

- ・ 補助金の交付を受けようとする場合、事前に申請が必要となります。
- ・ 補助金交付を受けることができるのは1回まで

## <補助金手続きの流れ>



## <注意事項>

- 補助金交付申請前に、事前に下記問い合わせ先までご相談ください。
- 補助金の交付決定日より前に着手した事業費用については、補助対象外となります。
- 交付決定を受けた事業の内容に変更が生じる場合、交付決定の変更手続きが必要となりますのでご注意ください。(補助事業内容に変更がなく、金額の減少のみの場合を除く。)
- 補助金の交付決定を受けた事業について、完了実績報告の提出期日は**2月末まで**となります。

## 本補助金に関するお問い合わせ先

福岡市 住宅都市局 住宅部 住宅計画課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1

●TEL:711-4598

●FAX:733-5589

●E-mail:m-jutaku@city.fukuoka.lg.jp

【福岡市ホームページ】

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/soudan/22\\_m01\\_2.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/soudan/22_m01_2.html)

マンション再生検討等促進事業補助金

検索

